

単元株式数の変更に関する公告

平成 26 年 4 月 1 日

株主各位

大阪市西淀川区御幣島三丁目 2 番 11 号
株式会社ダイフク
代表取締役社長 北條 正樹

当社は、平成 26 年 1 月 22 日開催の取締役会決議により、会社法第 195 条第 1 項の規定に基づき定款を変更し、平成 26 年 4 月 1 日（火曜日）付をもって、単元株式数を 500 株から 100 株に変更いたしましたので、公告いたします。

以上

（ご参考）

1. 上記変更に伴い、平成 26 年 4 月 1 日（火曜日）付をもって、東京証券取引所における売買単位も 500 株から 100 株に変更いたします。
2. 単元未満株式の買取請求及び買増請求制度のご利用に際して、平成 26 年 4 月 1 日以降は、100 株に満たない株式が対象となります。
3. 株主各位におかれましては、本件に関する一切のお手続きは不要ですので念のため申し添えます。